

2001年12月14日

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 御中

特定非営利活動法人
地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

541-0041 大阪市中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル 1階
電話：06-6203-2050 Fax：06-6203-2051

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会「中間とりまとめ」（案）に対する意見

「とりまとめ方法」に対する申し入れ

- ・ 今回の「中間とりまとめ」（案）は京都議定書が発効した後の国内対策に大きな影響を与える重要な政策案であるが、意見募集期間が2001年12月7日～14日とわずか1週間しか設定されず、しかも12月17日に審議会で意見を紹介するという無理のある日程となっている。こうした日程設定は、国民からの意見を真面目に取り入れるつもりがない日程設定と言わざるを得ない。これだけ重要な政策案であれば、少なくとも1ヶ月間の意見募集期間を設定すべきであり、今後はこのような無理な日程設定をされないよう強く改善を申し入れる。
- ・ （参考3）に産業界からの意見が掲載されているが、市民からも公平に意見を聴くという観点から環境NGOの意見も掲載すべきである。日本には、気候ネットワークや当会議など温暖化問題に関心をもつ環境NGOは多く存在しており、今後はこれらの団体からも事前に意見聴取を行い、その意見を掲載すべきである。

§ 1 地球温暖化問題を巡る現況

(1) 「地球温暖化問題の所在」について（p.1）

- ・ ここでは、地球温暖化による影響の深刻さの記述に止まっており、対策の方向性の記述がされていない。
- ・ IPCCの第二次報告書（1995年）によれば、大気中の二酸化濃度を現在のレベルで安定化するためには、二酸化炭素の排出量を直ちに50～70%以上削減することが求められており、地球環境問題解決のためには二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を「早急に、大幅な削減の実施」が必要である旨の記述を追加すべきである。

(2) 「地球温暖化問題の特質」について (p.1)

- ・ 「地球温暖化対策は、経済政策、エネルギー政策と環境政策の三位一体で推進していくことが必要」と記述されているが、これは経済活動が公害対策に優先すると批判された公害対策基本法の「経済調和条項」と同じ趣旨であり、削除すべきである。
- ・ 根本的な地球温暖化対策は、エネルギーと天然資源の消費量を大幅に削減することである旨の記述を追加すべきである。「ファクター10」や「ナチュラル・ステップの4原則」にあるように、現在の大量生産・大量消費社会から脱却して、エネルギー・資源の消費量を削減してもサービス量を減らさない社会や、天然地下資源を極力利用しない資源循環型社会の構築こそが温暖化対策の基本理念とされるべきである。

(3) 「COP6 再開会合」について (p.3)

- ・ 共同実施とクリーン開発メカニズムでは、原子力関連施設のプロジェクトからクレジットの利用を控えること(事実上、利用できないこと)の記述を追加すべきである。

(4) 「京都メカニズムについて」(p.5)

- ・ 「我が国にとって、京都議定書の目標を達成するために京都メカニズムの活用は必要不可欠」と記述されているが、京都議定書の第6条、12条、17条に3つの京都メカニズムの利用は国内対策に対して「補完的」とであると明記され、ボン合意でも再確認されておりである。京都メカニズムの利用は国内対策に対して補完的であることを明記すべきである。

§ 4 京都議定書の削減目標達成に向けた国内対策に関する考え方

(1) 「削減のために採り得る措置」について (p.8)

- ・ 「我が国としては、他国における措置の内容にとらわれることなく、我が国の実状・課題を踏まえた対策のあり方を柔軟な視点で検討することが可能かつ必要」と記述されているが、他国の先進的な事例を否定する印象を受けるので、この文言又はこの項目を削除すべきである。

(2) 「削減のための負担」(p.8~11)

- ・ 「我が国は世界最高水準のエネルギー効率を達成しており、米欧と比較しても我が国の排出削減コストは高い」と記述されているが、欧州の中でもスウェーデン、フランス、ノルウェー、イタリアは日本よりもGDP当たりのエネルギー起源CO₂排出量は少ないこと、国内削減コストの閾値を見ると日本と欧州の差は小さいことから、このような記述は誤解を与えるものである。また、「我が国は世界最高水準のエネルギー効率を達成」と記述されているが、一部の産業の話であり、日本の産業界全体が世界最高水準に到達しているわけではなく、誤解を与えるものである。以上の点から、この項目を削除すべきである。

- ・ 「京都議定書における我が国の2010年の削減目標を達成することは、諸外国と比べても容易ではない」と記述されているが、「地球温暖化防止行動計画」の破綻が象徴しているように、1999年現在で温室効果ガス排出量が6.8%も増加したのは、日本政府の「政策の失敗」が原因であることを明記すべきである。
- ・ 「京都議定書の実施に伴う経済的影響については、国内外の研究機関による各種試算」としてデータが掲載されているが、少なくとも研究機関名、論文名、算定根拠を公表すべきである。このような出典も明らかにせず、データのみを掲載することは非科学的であり、信頼性を損なうものである。また内容について言えば、これらの4つの試算例では、温暖化対策によるプラスの効果を適切に見込んだのか、甚だ疑問が残る。

(3) 「過度な負担の回避」について (p.11)

- ・ 「CO₂ 排出量と経済成長とは、ほぼ連動」と記述されているが、掲載されている図を見ると、1993～95年度ではCO₂ 排出量と経済成長とは連動していない。むしろ、鉄鋼、紙・パルプ、セメント、エチレンなどの素材生産量とCO₂ 排出量とが連動している傾向があり、このような記述は誤解を招くので削除すべきである。
- ・ 「現下の経済情勢においては、景気の悪化や経済活性化の遅れ、ひいては急速に進行しつつある産業の空洞化に拍車をかけることにつながるおそれ大きい」と記述されているが、過去の工場の海外移転の多くは労働コストの削減が目的で行われたのであり、環境問題が主要因で実施された例はほとんど存在しない(1970年代後半に当時の大気汚染問題で責任を回避するために、川崎製鉄千葉製鉄所の焼結工場がフィリピン・ミンダナオ島に移転した事例はある)。温暖化対策によるコストを回避するために、工場が海外へ移転するには、環境省で検討されている炭素税の税率よりも相当高額な税を課さない限りあり得ない。万一、国際競争に重大な支障を与える対策を実施せざるを得ない場合は、技術の普及や開発を促進させる補助金制度を導入したり、3年程度の期限を条件に輸出産業への軽減措置などの政策が考えられる。

(4) 「負担の公平性」について (p.12)

- ・ 「削減目標は、国の全主体(産業・運輸・民生各部門や各主体)が各々の課題の状況に応じて公平に負担すべき」と記述されているが、第1に、排出量の比率を見ると、企業活動(産業、運輸の約半分、民生の約半分、電力)が市民生活(民生の約半分、運輸の約半分)よりも圧倒的に多い中で、「公平に」負担を求めるのは筋が通らない。第2に、市民の省エネ対策は製品の性能に強く依存した上で実施せざるを得ないという制約があり、企業による省エネ型製品の開発と普及が進まない限り、市民による省エネ努力の効果は大きく損なわれることを認識すべきである。
- ・ 「産業部門では、これまでの省エネルギー対策の効果により、CO₂ の排出量が、25年前とほぼ同じ水準にて推移している」と記述されているが、1980年代後半以降はほとんど省エネ対策が進んでおらず、事実誤認であり、これを削除すべきである。むしろ、産業部門のCO₂ 排出量が横這いで推移しているのは、最大のCO₂ 排出源

である鉄鋼の生産が減少傾向にあることや製造業からサービス業へ産業がシフトするなど、いわゆる重厚長大型から軽量短小型へ産業構造が大きく転換したためである。

- ・ 「民生・運輸部門においては、CO₂の排出量が着実な増加傾向」と記述されているが、民生（家庭と業務）と運輸（自家用車と業務用車）の両部門のCO₂排出量は約半分ずつが市民生活と企業活動に分かれることから、この記述では「民生・運輸は市民生活の責任」と誤解を受けかねないので、流通業やサービス業などの企業活動の責任を明確にする記述に変更すべきである。また、運輸部門でCO₂排出量が増加している要因として、都市の過密化による交通渋滞と地方の過疎化による公共交通機関の廃止という国土政策の失敗があげられる。

(5) 「経済合理性と柔軟性の確保」について (p.13)

- ・ 「地球温暖化問題は、その抜本的解決をもたらすための手法は未確立」と記述されているが、温暖化問題に関する文献を見ると多くの手法が紹介されている。こうした手法を調査・分析して記述すべきである。
- ・ 「規制的手法・強制的手法による対応は、各主体の新たな発想への意欲を減じ、問題の抜本的・長期的解決にはつながらず、不適當」と記述されているが、どのような手法を想定しているのか。抽象的な記述ではなく、具体的に例示すべきである。なお、自動車排ガス規制のマスキー法の事例では、日本の自動車メーカーが創意工夫して技術開発に取り組んだ結果、国際競争力を獲得した事例があり、この記述とは全く逆の結果を生んでいることを指摘しておく。

(6) 「段階的アプローチ」について (p.14)

- ・ 2002年～2004年に「産業界による自主的取組の成果を尊重しつつ」と記述されているが、1997年からすでに実施されている取り組みであり、この時期に環境NGOや市民を構成メンバーに含む第三者評価を実施するとともに、現行の審議会評価では実現されていない排出量のデータなどの情報公開により評価システムの透明化を確保すべきである。

(7) 「市場メカニズムの活用」について (p.15)

- ・ 「京都メカニズムの活用」は京都議定書に「補完性」の条項があり、京都メカニズムの利用は国内対策に対して補完的であることを記述すべきである。

§ 5 京都議定書の削減目標達成に向けた当面の取組

(1) 「エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策」について (p.16)

- ・ 「京都議定書の目標を達成するため、関係省庁と密接な連携を進めながら、現行『地球温暖化対策推進大綱』に盛り込まれた措置を着実に実施する」と記述されているが、具体的な予算の費目と金額のリストを公開して政策を裏付けるべきである。

- ・ 「原子力政策の着実な推進」と記述されているが、浜岡原発事故による安全性の問題や、海山町の住民投票で圧倒的多数で原発立地が否決されたことなどから明白なとおり、国民の多数は原発増設に反対である。そして、原発に対する不安や不信から今後 10～13 基も増設することは現実的に不可能である。また、共同実施とクリーン開発メカニズムでは、原子力関連施設のプロジェクトからクレジットの利用を控えること（事実上、利用できないこと）が合意されたことは、地球温暖化対策として原子力の利用を差し控えるべきことを意味しており、これは国内対策についても同様と考えるべきである。従って、この文言は削除すべきである。

(2) 「経団連自主行動計画について」(p.17～18)

- ・ p.35 の「2000 年度の CO2 排出増減についての要因分析」で「各業種の努力分 - 4.1%」を根拠に「経団連自主行動計画に基づく産業界の取組は、これまでに大きな成果を挙げてきているところ」と記述されていると考えられるが、「各業種の努力分」とは具体的に何を示すのか明示すべきである。少なくとも、産業別の対策の効果を定量的に情報を公開すべきである。
- ・ 自主的取組には、各主体の創意工夫を通じた最適な方法の選択や柔軟性・迅速性というメリットがあると記述されているが、自主的取組で各主体の創意工夫が可能で温暖化対策の効果を確実に確保することができるのか疑問である。もしメリットがあるとするなら、その根拠を具体的に示すべきである。とくに政策で重要なのは、環境対策の効果の有無と目標未達成の場合の結果に対する帰結の確保である。環境経済学などの文献では、これらの点は自主的取組のデメリットと指摘されるが、これを解消するためにオランダやドイツなどでは協定化が導入されている。
- ・ 「一定の措置の実施を一律に強制するような仕組みを導入した場合、かかる創意工夫への意欲を阻害し、事業者の取組による成果にかえてはめてしまう恐れ」と記述されているが、先述したとおり、どのような規制的手法を想定しているのか、抽象的な記述ではなく、具体的に例示すべきである。
- ・ 経団連自主行動計画の透明性と信頼性を向上させるために、「第三者機関による認証・登録制度の導入を検討」しているとされるが、少なくとも業界団体など産業界を中心にした審査機関は「身内を裁くことができない」可能性が強いことから、環境 NGO や市民、またその推薦する学者・研究者が第三者機関に参加できるような仕組みにすべきである。
- ・ 定期報告や中長期計画と「自主行動計画との乖離が大きい業種について公表する」と記述されているが、未達成の場合には、業種だけではなく企業名や事業所名を公表すべきである。

(3) 「新エネルギー政策」について (p.18)

- ・ 普及効果が疑問視されている RPS の導入ではなく、欧州で実施されてすでに実績がある「固定買い取り制度」を導入すべきである。

(4) 「原子力発電の推進」について (p.18～19)

- ・先述したとおり、原子力発電の推進は削除すべきである。

(5) 「技術開発」について (p.19)

- ・ 「温暖化対策技術は長期的視点に立脚し、個別対策と抜本的な対策を戦略的に組み合わせ対応すべきもの」と記述されているが、開発段階で効果が薄い技術が出てくることは十分あり得るので、費用対効果を勘案しつつ、開発プロジェクトの廃止を柔軟に行える意思決定システムを確立すべきである。なお、CO2 固定化技術は、多くの研究者が効果や他の環境問題の発生点から反対しており、早急にプロジェクトを廃止すべきである。

(6) 「代替フロン等いわゆる「3ガス」に関する取り組み」について (p.19)

- ・ 実効性の乏しい自主行動計画ではなく、履行確保できる規制的手法などの政策導入を検討すべきである。

(7) 「温室効果ガスの排出状況のモニタリング」について (p.21)

- ・ 現行の省エネ法に基づく工場・事業場別の排出量の情報は非公開とされていることから、適正なモニタリングを実施するために、これらの情報を一般公開するように改正すべきである。

§ 6 国際的枠組みに係る今後の課題について

(1) 「途上国参加の重要性」について (p.22 ~ 23)

- ・ ベルリンマンデートで合意されたとおり、先進国が率先対策を実施することが急務であり、途上国参加は先進国の対策が進展してから要求すべき交渉事項である。